

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	31	担当課	消防防災安全課
高圧ガス保安法	58の29	不利益処分の種類	指定完成検査機関に対する指定基準適合命令		
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (適合命令) 第58条の29 <u>経済産業大臣は、指定完成検査機関が第五十八条の二十第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</u>					
[参考条文] 高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号) 第18条(都道府県が処理する事務)					

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定